

鳥取市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指導等実施要領

（目的）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき実施する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に対する指導について、基本事項を定めることを目的とする。

（関係告示等）

第2条 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）への指導は、法に定めるもののほか、次の告示又は通知に即して行う。

- （1）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省令告示第65条）
- （2）指定自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障精発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- （3）指定障害福祉サービス事業所等の指導監査について（平成26年1月23日障発第0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- （4）指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）
- （5）その他厚生労働省発出の自立支援医療等に関する運用通知等

（対象機関）

第3条 指導は、鳥取市が指定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を対象とする。

（実施方法等）

第4条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

（1）書面による指導

- ①書面による指導は、指定自立支援医療機関に対して自己点検票「病院・診療所」（指定自立支援医療機関用）（別紙1）、自己点検票「薬局」（指定自立支援医療機関用）（別紙2）、自己点検票「指定訪問看護事業所等」（指定自立支援医療機関用）（別紙3）（以下「自己点検票」という。）又は制度改正等の資料の送付により行う。
- ②自己点検票による指導は、原則指定自立支援医療機関の更新時（6年に1度）ごとに実施する。

(2) 集団指導

自立支援医療の概要、取扱い、自立支援医療機関の指定手続き、制度改正の内容、適正な診療報酬請求等について、必要に応じて書面等により指導する。

(3) 実地指導

提出された自己点検票の内容を確認し、必要があると認めるときは、実地指導を行う。なお、実地指導中に、著しい療養担当規程違反や著しく不正な請求が疑われる場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

自己点検票「病院・診療所」（指定自立支援医療機関用）

点検日 令和 年 月 日

医療機関名	担当者
-------	-----

点検項目		根拠法令	点検結果	
1 基本方針 (責務)	(1) 指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	○障害者総合支援法第61条 ○障害者総合支援法施行規則第60条	適切	不適切
2 療養担当 規程の遵守状況	(1) 受診者の診療を正当な事由がなく拒んでいないか。	○平成18厚告65 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程	適切	不適切
	(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。		適切	不適切
	(3) 医療受給者証に記載された医療の具体的方針により診療を行っているか。また、具体的方針の変更が必要な場合は、受診者が市町村長等の承認を受けた具体的方針により診療しているか。		適切	不適切
	(4) 受診者がやむを得ない事情により診療時間内に診療を受けることができない場合、その者のために便宜な時間を定めて診療しているか。		適切	不適切
	(5) 支給認定の有効期間の延長が必要と認めるときには必要な手続きを障がい者に勧奨する等必要な援助を行っているか。		適切	不適切
	(6) 支給認定を行った市町村等から、自立支援医療につき必要な証明書等を求められたときは無償で交付しているか。		適切	不適切
	(7) 診療録に健康保険の例により必要な事項を記載しているか。		適切	不適切
	(8) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。		適切	不適切
3 人員体制、 設備の整備状況	(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフについて体制整備をしているか。また、診断・治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科を示しているか。	○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱	適切	不適切
	(2) 指定自立支援医療を主として担当する医師が次の要件を満たしている保険医療機関であるか。			
	① 当該指定自立支援医療機関の常勤医師・歯科医師であること。		適切	不適切
	② それぞれの医療の種類の種類につき、医療機関における研究、診療従事年数が医籍（歯科医籍）登録後、通算して5年以上あること。		適切	不適切
③ その他、担当する医療の種類により指定要領で定める要件を満たしているか。	適切	不適切		
4 その他	(1) 自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。	○障害者総合支援法第58条 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱	適切	不適切
	(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか。また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。		適切	不適切

自己点検終了後は、指定自立支援医療機関指定更新申請書とあわせて御提出をお願いいたします。

自己点検により「不適切」に該当した項目に関しては、鳥取市障がい福祉課へ御相談いただくとともに、今後の改善策について速やかに検討してください。

自己点検票「薬局」(指定自立支援医療機関用)

点検日 令和 年 月 日

医療機関名		担当者	
-------	--	-----	--

点検項目		根拠法令	点検結果	
1 基本方針 (責務)	(1) 指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	○障害者総合支援法第61条 ○障害者総合支援法施行規則第60条	適切	不適切
2 療養担当規程の遵守状況	(1) 受診者の調剤を正当な事由がなく拒んでいないか。	○平成18厚告65指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程	適切	不適切
	(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で調剤しているか。		適切	不適切
	(3) 医療受給者証に記載された医療の具体的方針により調剤を行っているか。		適切	不適切
	(4) 受診者にやむを得ない事情がある場合、受診者にとって便宜な時間を定めて調剤しているか。		適切	不適切
	(5) 支給認定を行った市町村等から、自立支援医療につき必要な証明書等を求められたときは無償で交付しているか。		適切	不適切
	(6) 調剤録に必要な事項を記載しているか。		適切	不適切
	(7) 調剤及び調剤報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。		適切	不適切
3 人員体制、設備の整備状況	(1) 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有しているか。	○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定要綱	適切	不適切
	(2) 通路、待合室など身体障がい者に配慮した設備構造等を確保しているか。		適切	不適切
4 その他	(1) 自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。	○障害者総合支援法第58条 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱	適切	不適切
	(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか。また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。		適切	不適切

自己点検終了後は、指定自立支援医療機関指定更新申請書とあわせて御提出をお願いいたします。

自己点検により「不適切」に該当した項目に関しては、鳥取市障がい福祉課へ御相談いただくとともに、今後の改善策について速やかに検討してください。

自己点検票「指定訪問看護事業者等」(指定自立支援医療機関用)

点検日 令和 年 月 日

医療機関名		担当者	
-------	--	-----	--

点検項目		根拠法令	点検結果	
1 基本方針 (責務)	(1) 指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	○障害者総合支援法第61条 ○障害者総合支援法施行規則第60条	適切	不適切
2 療養担当規程の遵守状況	(1) 受診者の訪問看護を正当な事由がなく拒んでいないか。	○平成18厚告65指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程	適切	不適切
	(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で訪問看護しているか。		適切	不適切
	(3) 受診者がやむを得ない事情により営業時間内に訪問看護を受けることができない場合、その者のために便宜な時間を定めて訪問看護しているか。		適切	不適切
	(4) 訪問看護に関する諸記録に必要な事項を記載しているか。		適切	不適切
	(5) 訪問看護及び訪問看護報酬の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存しているか。		適切	不適切
3 人員体制、設備の整備状況	(1) 適切な訪問看護等を行うために必要な人員を配置しているか。	○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定要綱	適切	不適切
4 その他	(1) 自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。	○障害者総合支援法第58条 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱	適切	不適切
	(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか。また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。		適切	不適切

自己点検終了後は、指定自立支援医療機関指定更新申請書とあわせて御提出をお願いいたします。

自己点検により「不適切」に該当した項目に関しては、鳥取市障がい福祉課へ御相談いただくとともに、今後の改善策について速やかに検討してください。